

## マージン率に係る情報提供

九州コーディシステム株式会社

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開する事が義務づけられました。(法第23条第5項)令和3年度(当社第18期)における情報提供を下記の通りに公開致します。  
このマージン率は、以下の計算式で算出します。

マージン率	=	$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$
		(少数点第2位以下を四捨五入)
(1)派遣労働者数		9人
(2)派遣先の数		5社
(3)派遣料金の平均額 (8H平均)		27,498円
(4)派遣労働者料の賃金の平均額 (8H平均)		17,368円
(5)マージン率		36.8%
		※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業遠泳日として営業担当者の人件費や営業活動費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれる。
(6)待遇決定方式に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働協約の締結有り</li> <li>・対象となる派遣労働者の範囲は、システムエンジニア・プログラマーの業務に従事する従業員</li> <li>・協定有効期間は、令和4年3月31日までとする。</li> </ul>
(7)教育訓練に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参入時は、ビジネスマナー、コンプライアンス、労働安全衛生面の導入教育を行う。</li> <li>・個人情報保護、情報セキュリティに関する教育を年1回程度行う。</li> <li>・品質管理、ソフトウェア開発、リーダー研修を階層別に年2回程度行う。</li> <li>・キャリアアップに関する研修も、階層別に、年2回行う。</li> </ul>
(8)福利厚生に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有休休暇、特別休暇(夏季、冬季)</li> <li>・定期健康診断</li> <li>・ペネフィット・ステーション(会員制福利厚生サービス)に加入</li> <li>・社員旅行(年1回)</li> </ul>

以上